

環境低負荷型の化学農薬施用技術の開発

(1) 事業概要

土壌病害に対する防除手段として、国内で広く使用されている土壌くん蒸剤は、地下深くへ施用できないこと、土壌内の病虫害防除効果を判別する指標がないことから、使用量（リスク換算）が多くなっています。生産性の向上と持続性の両立を可能とする農業生産の実現に向け、化学農薬を効率的に施用し、環境負荷を低減する技術の開発が求められています。

このため、本研究では、環境低負荷型の化学農薬施用技術の確立に向け、土壌くん蒸剤の適切な効果を発揮させるための深層施用技術及び土壌内の病虫害防除効果の持続性を生産者が分かり易く理解できる指標の開発を行います。

(2) 公募研究課題の研究開発内容、目標等

ア 研究開発の具体的内容

土壌くん蒸剤の地下深層への施用技術等を開発します。また、農業者が活用可能な環境低負荷型の施用技術の導入による病虫害防除効果の持続性の評価手法を開発します。

イ 達成目標（最終目標）

令和 9 年度までに、

- ・土壌くん蒸剤の地下深層への施用技術の開発、および病虫害防除効果の持続性の評価手法を確立します。
- ・深層施用機械を使用した土壌消毒方法と防除効果の持続性の評価手法を含めた土壌くん蒸剤の使用量低減技術体系の SOP を作成します。

ウ アウトカム目標

- ・民間企業等において、開発された技術の社会実装が図られることにより、土壌くん蒸剤の施用量の削減が可能となり、化学農薬の使用量低減や生産コストの削減に貢献します（2030 年までに化学農薬使用量（リスク換算）10%低減に貢献）。

エ 研究実施期間（予定）

令和 7 年度～令和 9 年度（3 年間）

オ 令和 7 年度の委託研究経費限度額

27,000 千円

〈留意事項〉

- ・コンソーシアムに参画する研究者及びその分担内容は、真に達成目標の実現に資するものに限ることとし、それぞれがどのように目標の達成に貢献するのか、応募書類の中で記述して下さい。
- ・本事業で開発した深層施用技術・病虫害防除効果の持続性の評価手法については、「農林水産研究における知的財産に関する方針」（平成 28 年 2 月（令和 4 年 12 月改訂）農林水産技術会議決定）に基づき、適切な知的財産マネジメントを行ってください。
- ・生産現場の意見を十分に反映した技術とするため、コンソーシアムに「農林漁業者等」、「普及・実用化支援組織」を加えることとし、当該普及・実用化支援組織は本技術の普及に努めてください。
- ・コンソーシアムに求める要件における「農林漁業者等」には、農業関係団体及び都道府県の公設試験場（地方独立行政法人を含む）を含めることとします。
- ・開発した技術の市販化に向けた取組へと円滑に繋がるよう、コンソーシアムには民間企業を含めることとし、研究期間内に試作機による実証を行ってください。実証にあたっては、計画において実施規模、場所、体制について明記してください。
- ・開発した技術の普及に向けた取組が円滑に進むよう、生産者や普及・実用化支援組織等の意見を踏まえて、SOP の作成を行ってください。
- ・なお、作成した SOP に、上記知的財産マネジメントにおいて秘匿化の対象となった技術が含まれる場合は、当該技術については秘密保持義務を課した特定の者にのみ開示する等、秘匿化に反しないよう留意してください。
- ・提案書において、開発技術の内容のなかで、深層施用機械のスペックを明記してください。また、開発技術の普及に向けた方策を明記してください。
- ・別紙 2－1 のデータ方針に基づき、データマネジメントプランを作成してください。また、農林漁業者等からデータの提供を受ける際には、「農林分野における AI・データに関する契約ガイドライン」に準拠し、取り決めておくべき事項について当該農業者等と合意を行っていただくことが必要であり、その内容は実績報告の対象となります。

（３）委託件数

原則 1 件とします。

（４）問合せ先

上記の内容に関する問合せは、応募の締切りまでの間、下記において受け付けます。

なお、審査経過、他の提案者に関する事項、応募に当たり特定の者にのみ有利となる事項等にはお答えできません。また、これら以外の問合せについては、質問者が特定される情報等を伏せた上で、質問及び回答の内容を事務局のホームページにて公開させていただきますので、ご承知おきください。

記

- 公募研究課題について

農林水産技術会議事務局 研究開発官（基礎・基盤、環境）室
担当者 藤井、諸橋

TEL：03－6744－2216

- 契約事務について

大臣官房予算課契約班 担当者 太田

TEL：03－6744－7162

「環境低負荷型の化学農薬施用技術の開発」
の公募に係る審査基準

審査項目	審 査 基 準 各審査項目について、次の４段階で審査を行う。 A（１０点）、B（７点）、C（３点）、D（０点）	
研究開発の趣旨	農林水産省が示した研究開発目標及び研究計画の方針と整合し、研究開発の取組が副次的に環境に大きな負荷を与えるものとなっていない点も含め、みどりの食料システム戦略の実現に資するものとなっているか。	A：十分に整合がとれており、みどりの食料システム戦略の実現に資する研究開発の取組となっている。 B：一部に整合性がとれていないなど不十分な箇所があるものの、研究の実施には支障がないと認められる。または、研究計画の一部修正により、整合性をとるなど、十分な内容とすることが容易であると認められる。 C：整合性がとれない箇所が多数見られるなど不十分な内容である。または、一部であっても重要な点について、整合性がとれない、あるいは取組として不十分な内容である。 D：ほとんど整合性がとれていない。または、みどりの食料システム戦略の実現に資する研究開発の取組ではない。
研究開発計画	農林水産省が示した研究開発目標及び研究計画の達成に向けて十分な内容となっているか。	A：提案された研究内容で、十分達成が見込まれる。 B：研究内容の（軽微な）一部修正により、十分達成が見込まれる。 C：目標及び計画の達成のために、研究内容の大幅な変更が必要である。 D：提案された研究内容では、ほとんど達成が見込まれない。
	提案の研究開発計画（課題構成、実施期間等）及び内容が科学的・技術的に優れ	A：科学的・技術的に優れている。 B：科学的・技術的に優れている点はさほど見受けられないが、特に不十分な点も見受けられない。

	ているか。	C：やや不十分な点が見受けられる。 D：科学的・技術的に劣っている。
	提案の研究開発内容に実現可能性があるか。	A：十分実現可能性が高い。 B：提案のままでは一部実現が難しいと思われる箇所がある。 C：提案のままでは実現が難しいと思われる箇所が少なからずある。 D：実現可能性が低い。または、内容の設定自体に問題がある（実現が容易なことのみを計画している等）。
研究開発体制・情報管理実施体制	提案の研究開発内容を遂行するための高い技術能力や設備を有しているか（知的財産等の取組状況の有無を含む。）。	A：十分な技術能力及び設備を有している。 B：技術又は設備のいずれかで若干見劣りするものの、研究遂行には支障がないと見込まれる。 C：技術又は設備のいずれかで見劣り、研究遂行に支障を来すおそれがある。 D：技術的にも設備的にも見劣り、十分な研究の遂行が見込めない。
	研究開発の実施体制や管理能力、情報・知財管理体制等に優れているか（データ方針に基づいたデータマネジメント企画書が作成されているかを含む）。	A：十分優れている。 B：若干不十分な点が認められるものの、研究の遂行には支障がないと考えられる。または、計画等の一部修正で十分対応可能であると考えられる。 C：提案のままでは問題があり、計画等の大幅な見直しが必要と考えられる。 D：提案に大きな問題があり、計画の見直し等では対応が困難であると考えられる。
研究開発経費	提案内容の予算配分が効率的なものとな	A：十分効率的であり、かつ十分な研究開発目標の達成が見込める配分と認めら

	っているか。	れる。 B：一部に非効率的な部分が認められるものの、研究の遂行には支障がないと認められる。または、計画等の一部修正により適切な配分とすることが可能と考えられる。 C：適切な配分とするために、大幅な見直しが必要であると考えられる。 D：予算配分が明らかに非効率である。
技術の普及可能性	研究成果の実用化・事業化、普及に向けた戦略は明確であり、その実現の可能性はあるか。	A：実現の可能性が十分高いと考えられる。 B：実現の可能性が高いと考えられる。 C：実現の可能性が低いと考えられる。 D：ほとんど実現が見込まれない。

<加算基準>

加算項目	加 算 基 準
法律に基づく認定制度の活用状況等	コンソーシアムの構成員に、下記のいずれかの計画認定を受けている者が含まれている場合は、平均点に5点を加算します。 ※なお、④については、事前相談が終了している者も対象とします。 ①環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号、以下「みどり法」という。）第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画 ②みどり法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画 ③みどり法第39条第1項に規定する基盤確立事業実施計画 ④農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和6年法律第63号）第13条第1項に規定する開発供給実施計画

スタートアップの推進

コンソーシアム構成員に、原則設立 15 年以内であって、日本に登録されている中小企業者が含まれている場合は、平均点に 5 点を加算します。

なお、中小企業者とは、科学技術・イノベーションの創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）第 2 条第 14 項に規定する以下に示す「資本金基準」又は「従業員基準」のいずれかの基準を満たす企業であって、みなし大企業に該当しないものをいいます。

主たる事業として 営んでいる業種	資本金基準 (資本金の額又は出 資の総額)	従業員基準 (常時使用する従業員 の数)
製造業、建設業、運輸業及びその 他の業種（下記以外）	3 億円以下	300 人以下
ゴム製品製造業（自動車 又 は航空機用タイヤ及びチュ ープ製造業並びに工業用ベ ルト製造業を除く。）	3 億円以下	900 人以下
小売業	5 千万円以下	50 人以下
サービス業（下記 3 業種を除 く）	5 千万円以下	100 人以下
ソフトウェア業又は情報処 理サービス業	3 億円以下	300 人以下
旅館業	5 千万円以下	200 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下

本事業で「みなし大企業」とは、以下のいずれかに該当する中小企業者をいいます。

- ・発行済株式の総数又は出資の総額の 2 分の 1 以上が同一の大企業（注）の所有に属している企業。
- ・発行済株式の総数又は出資の総額の 3 分の 2 以上が複数の大企業（注）の所有に属している企業。
- ・資本金又は出資金が 5 億円以上の法人に直接又は間接に 100%の株式を保有されている企業。

※「大企業」とは、事業を営むもののうち、中小企業者を除くものをいいます。

中山間地域における取組	研究開発を行う場所、圃場等に、中山間地域（「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成13年11月30日付け13統計第956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知）において、中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域。以下同じ。具体的な対象地域は以下URLの「農業地域類型一覧表」を御参照ください。）に所在するものが含まれる場合は、平均点に5点を加算します。 (https://www.maff.go.jp/j/tokei/chiiki_ruikei/setsume.html)
ワーク・ライフ・バランス等の推進	コンソーシアムを構成する研究実施機関に下記（（１）～（３））の法令に基づく認定を受けている企業が含まれている場合は、その認定状況に応じた点を平均点に加算します。 （１）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）に基づく認定 ・プラチナえるぼし 5点 ※1 ・えるぼし3段階目 4点 ※2 ・えるぼし2段階目 3点 ※2 ・えるぼし1段階目 2点 ※2 ・行動計画 1点 ※3 ※1 女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定 ※2 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定 なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。 ※3 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業者に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。 （２）次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）に基づく認定 ・プラチナくるみん認定企業 5点※4 ・くるみん認定企業（令和4年4月1日以降の基準） 3点※5 ・くるみん認定企業（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準） 3点※6 ・トライくるみん認定企業 3点※7 ・くるみん認定企業（平成29年3月31日までの基準） 2点※8 ※4 次世代法第15条の2の規定に基づく認定

	※5 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定 ※6 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、※8の認定を除く） ※7 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号の規定に基づく認定 ※8 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定 （3）青少年の雇用の推進等に関する法律に基づく認定 ・ユースエール認定企業 4点 ※9 各研究機関等が（1）～（3）のうち複数の認定に該当する場合は、最も高い点数により加点を行う（最高5点）。また、コンソーシアムで応募した場合は、代表者及びその構成員の中で複数の認定等に該当する場合は、最も高い点数により加点を行う。 ※10 各研究機関等が（1）～（3）のどれにも該当しない場合は0点とする。
--	---